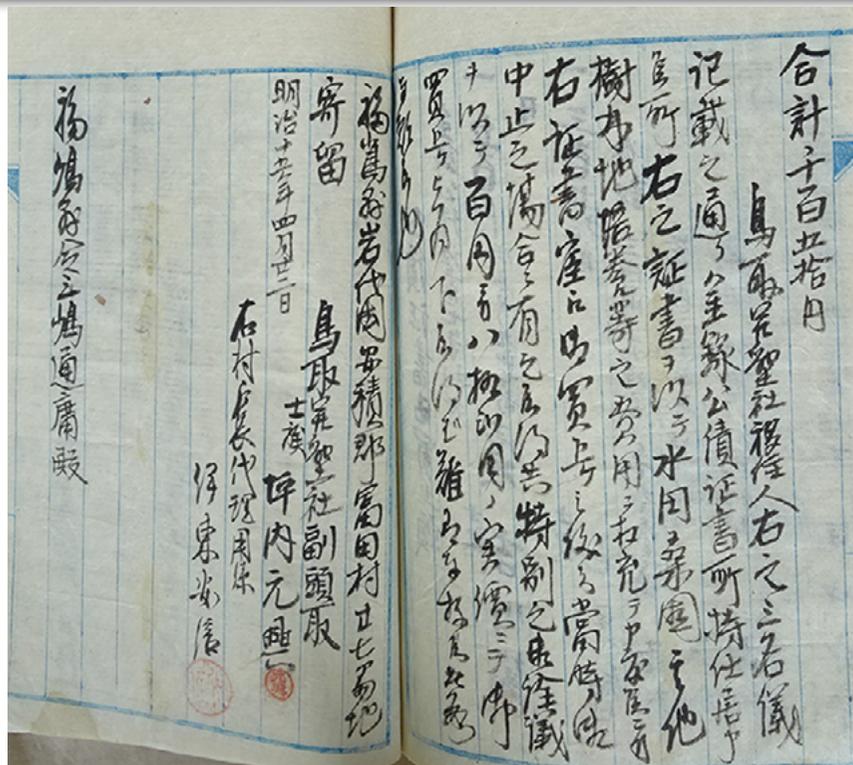


近代

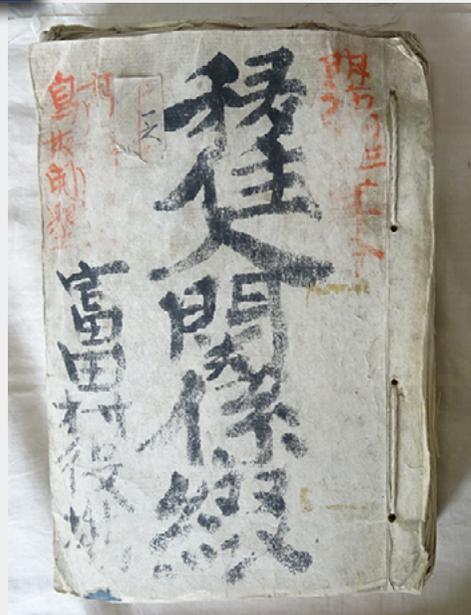
第12章 近代国家の成立 1. 明治維新と富国強兵 (2) 四民平等

解説

ちつろくしよぶん 秩禄処分と鳥取士族の福島移住



「公債証書御買上願」(郡山市歴史資料館蔵)★



(郡山市歴史資料館蔵)★

1877(明治10)年ごろ、明治政府は廃藩置県・秩禄処分等の封建国家解体にともなう士族授産として、また殖産興業政策の一環として、東北地方の開発を構想し、これに基づき安積開拓が直接国の費用で実施されるようになった。

この史料は、1882(明治15)年4月に、鳥取開墾社(安積開拓のため、因州藩士族の入植者が結成した団体)副頭取坪内元興らが福島県令三島通庸に宛てたもの

で、吉川節他3名の公債証書合計1150円分を、100円につき82円で買上げるよう希望している。

士族が秩禄処分によって受け取った自らの公債証書を原資としながら、開拓に取り組んでいく姿勢がよくわかる資料である。(担当：前田孝行)

【本文意訳】記載のとおり金禄公債証書を持っておりますので、これを水田や桑畑の開発費用に供し、証書の買上が中止になっていますが、何とぞ百円分を八十二円でお買い上げいただければ幸いです。

参考資料

- 『移住と移民の歴史展』鳥取市歴史博物館・釧路市地域史料室編『鳥取士族の開拓移住』(2003年)
矢部洋三『安積開墾政策史—明治10年代の殖産興業政策の一環として』日本経済評論社(2010年)
鳥取県『新鳥取県史資料編 近代5 行政2・社会・宗教』(2018年)

公債証書御買上願
金禄公債証書七朱利付
(中略)
合計千百五拾円
鳥取開墾社移住
人右三名之儀
記載之通り、金禄公債証書所持仕居候所、右之証書ヲ以テ水田・桑園・其他樹林地培養等之費用ニ相充テ申度候ニ付、右証書江御買上ケ儀者当時御中止ノ場合ニ有之候得共、特別之御詮議ヲ以テ百円分八拾式円ノ実価ニテ御買上ケ被為下候得ば難有奉存候、此段奉願候也
福島県岩代国安積郡富田村廿七番地寄留
明治十五年四月廿二日
鳥取開墾社副頭取
士族坪内元興 印
右村戸長代理用係
伊東安信 印
福島県令 三嶋通庸 殿

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。